



島根県報

平成26年1月31日（金）

第2,567号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

保安林の指定 (森林整備課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中小企業課) 3

更の届出

土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 5

【公 告】

建設業法の規定による建設業の許可の取消し (土木総務課) 5

基本測量の終了 (用地対策課) 6

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

公布された条例等のあらまし

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第3号関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規**則**

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の6心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）中 「5 人工ペースメーカー（有・無）を人工弁移植、弁置換（有・無）」

「5 ペースメーカー（有・無）

人工弁移植、弁置換（有・無）

に改める。

6 ペースメーカーの適応度（クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ）

7 身体活動能力（運動強度）（メッツ）」

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告**示**

島根県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波2415

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤岡 繁樹 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 山陰ステーション開発株式会社 代表取締役社長 渡部 忠治

(変更後) J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤岡 繁樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	田江 泰彦	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鷯 忠義	
(株) ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	平成22年1月31日閉店
(株) ポイント	東京都中央区八重洲2-7-2	石井 稔晃	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) オンワード樫山	広島県広島市西区南観音3-12-10	小松 光彦	平成24年8月19日閉店
(株) ドーベルマン	大阪府大阪市北区本庄西二丁目21番6号	奥田 耕三	平成23年4月15日閉店
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目12番48号	絹巻 秀展	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
大西 久美	島根県松江市学園南二丁目12-5-305号	大西 久美	平成21年10月25日閉店
(有) クチタ	鳥取県米子市両三柳406	口田 真樹	
(株) キャン	東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号	小川 智士	
(株) ヤングファッション研究所	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2	加藤 武司	平成22年1月31日閉店
(株) スズタン	愛知県名古屋市中区昭和区広路通二丁目5番地	小林 史生	平成22年1月31日閉店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 郁徳	
(株) ナカニシ	鳥取県鳥取市富安二丁目70番地	中西 弘	平成23年6月27日閉店
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区久太郎町2-2-7-7	藤井 豊	

	F		
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63番地	田江 泰彦	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鷗 忠義	
(株) 梅月	岡山県倉敷市阿知一丁目7番2-602	高橋 耕太郎	平成25年3月22日開店
(株) ポイント	東京都千代田区丸の内1-9-2	遠藤 洋一	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
メガネの田中チェーン(株)	広島県広島市中区袋町1番23-102号	田中 登志子	平成24年9月7日開店
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺田 秀蔵	平成24年9月27日開店
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目12番48号	絹巻 秀展	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(有) クチタ	鳥取県米子市両三柳406	口田 真樹	
(株) キャン	東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号	藤井 浩	
(株) シークインターナショナル	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目8番21号	高階 稔	平成25年3月22日開店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	平成22年3月6日開店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
ユナイテッドビーズ(株)	広島県福山市南手城町二丁目21番4号	高上 徳浩	平成23年9月2日開店
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	藤井 豊	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	

(4) 変更の年月日

ア：設置者の名称 平成25年7月1日

設置者の代表者の氏名 平成23年6月17日

イ：上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成26年1月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

海士町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

豊田、保々見、知々井、崎、青谷、菱浦

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び海士町役場において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

知夫村

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

仁夫里

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

隠岐の島町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

地滑り

伊後、西村、中村、大久、大久南、釜、犬来北、犬来、下西、西田、今津、雨来東、皆市、都万目、布施、山田、山田上、山田中、郡、小路、横尾、長尾田、福浦、北方、南方、蔵田、油井北、油井南、歌木、上里、西里、上那久、那久、長坂

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年1月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 処分をした年月日

平成26年 1月20日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

光輝

(2) 主たる営業所の所在地

松江市学園南 2-5-14

(3) 代表者の氏名

榎原 伸一

(4) 許可番号

島根県知事許可(般-24)第9138号

3 処分の内容

許可の取消し(許可を受けている全ての業種の許可の取消し)

4 処分の原因となった事実

光輝の代表である榎原伸一は、刑法(明治40年法律第45号)第246条違反により、平成25年10月24日に松江地方裁判所から懲役2年執行猶予4年の判決を受け、同年11月8日に刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成25年12月18日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)

2 作業期間

平成25年10月1日から同年12月18日まで

3 作業地域

大田市、雲南市、奥出雲町、邑南町、吉賀町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年 1月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

隠岐郡隠岐の島町城北町355番、355番3、355番5、355番6、355番8、355番9、355番10

面積 17,477.82平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町都万2016番地

隠岐広域連合

広域連合長 松田 和久